

平成 17 年 度 事 業 報 告 書

1 会員の現況

当センターの会員は、平成 17 年度に 4 名増加し、期末現在の会員数は 38 名である。

2 理事の異動状況

平成 18 年 3 月 31 日に理事の任期満了により、稲富 洋明理事と崎原 林子理事の 2 名が退任した。

新任の理事は、宮城 信雄（社団法人沖縄県医師会会長）と親泊 一郎（社団法人沖縄経営者協会会長）の両理事が、平成 18 年 4 月 1 日に就任した。

その他の理事、監事の役員は再任となった。

3 事業の実施状況

平成 17 年度は、下記の事業を主体に実施した。

(1) 被害者等に対する相談事業

電話相談 245 件

(2) 直接的支援事業

直接支援事業	41 件	
内訳：専門員による相談	10 件	
相談員による相談	17 件	
その他直接支援	14 件	計 41 件

直接支援事業の内容区分

裁判所付き添い	2 件
検察庁付き添い	3 件
警察署付き添い	3 件
自宅訪問・生活支援	5 件
法律相談付き添い	7 件

病院付き添い	3件	
その他	18件	計41件

(1) + (2) = 286件が、平成17年度の相談件数となる。

(3) 自助グループへの支援事業

被害者自助グループ「花の会」の集会を主催した。

(4) 広報及び啓発事業

10月29日(土)に「犯罪被害者支援の日」キャンペーンの一環として、街頭にてチラシを配布し、同日「ふれあいチャリティーコンサート」を開催し、402名の参加を得て、広報活動を行った。

また、会報の創刊号「ニュースレター」を2,000部発行し、広報啓発事業を行った。

(5) 被害者支援員の養成と研修事業

ア 新規支援相談員のための「被害者支援ボランティア講座」を開設し、新規受講生38名と支援相談員7名 合計45名が参加した。

イ 支援員養成講座(中級編)を開講し、12名が参加した。

ウ 秋期全国研修会(東京都)に3名参加し、また、春期全国研修会(和歌山県)には4名参加した。

エ 直接支援セミナー研修会(3泊4日:東京)へ1名参加した。

オ 県外講師等を招聘して中級研修として、4回実施した。

茨城被害者支援センター理事長 富田 信穂

大分被害者支援センター事務局長 関根 剛

兵庫県警犯罪被害者対策室補佐 福井 公子

沖縄県警察本部広報相談課補佐 宜保 勝也

(6) 被害者等の実態に関する調査・研究事業

県庁及び関係機関・団体が開催する被害者支援に関する各種研修会等へ参加し、効果的な被害者支援のあり方等について研究した。

(7) 関係機関・団体との連携による支援事業

警察、検察庁及び裁判所等に対する連絡や問い合わせを直接行うこと

をためらう被害者等については、その要望に基づき相手先から提供可能な情報を入手し、被害者へ提供した。

県や警察で設置している「沖縄相談業務関係機関・団体ネットワーク会議」へ参加し、被害者支援に関する情報交換並びに相互協力関係を構築し、加盟機関・団体等と連携し効果的な被害者対策を行った。

また、平成18年から事業開始予定の「日本司法支援センター」の設立準備委員会の意見交換会に参加した。

さらに、全国被害者支援ネットワークが主催する事務局長会議や全国被害者支援フォーラムへも参加した。

(社) 沖縄被害者支援ゆいセンター平成18年度事業計画書
(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

事業項目 (定款第4条)	細目	内 容	期 間 等
(第1号事業) 相談事業	電話相談	専用の無料相談電話により、支援相談員が、被害者等からの相談を受け、各種情報の提供や精神的ケア等の支援を行う。	通年 週5日 (月～金)
	面接相談 (カンセリング)	電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等に対し、精神科医や臨床心理士等の専門家により、無料面接相談を行う。	必要な都度 予約制で実施
	法律相談	相談に応じて弁護士等の法律専門家により、被害者等への法的な支援を行う。	
(第2号事業) 直接的 支援事業	物品供与 ・ 貸与	被害者等の要望に応じて、防犯ブザー等の物品を供与又は貸与することにより、被害者等の不安を除去する。	随時
	直接支援	被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、警察の事情聴取等の際、被害者等の要望に応じて、直接支援員が付き添い等を行う。	必要な都度 実施
(第3号事業) 犯罪被害者等 給付金裁定申請 補助事業	支給申請手続きの補助	被害者等からの要望に応じて、犯罪被害者等給付金の裁定申請手続きの補助を行う。	必要な都度 実施
(第4号事業) 自助グループ への支援事業	自助グループ 育成の支援	被害に遭われた方やその遺族を紹介するなどして、被害者同士が語り合える自助グループの育成を図る。	必要な都度 実施
	自助グループ の活動支援	各自助グループとの連携を図り、情報提供、カウンセラーの派遣等の支援を行う。	随時
(第5号事業) 広報及び 啓発事業	ポスター・リーフレット 等の作成・配布等 による広報	ポスター・リーフレット・携帯カード等の作成・配布、センターのホームページ等により、広く県民に対してセンターの事業内容や被害者支援に関する情報を提供し、被害者支援に関する広報・啓発を行う。	随時
	会報の発行	センターの活動状況等をまとめた会報を作成・発行し、会員等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援に関する広報・啓発を行う。	随時
	講演会等の 開催	犯罪被害当事者又は犯罪被害者支援に関する研究者等による講演会等を開催し、被害者支援に関する広報・啓発を行う。	随時

<p>(第6号事業) 支援員の養成と研修事業</p>	<p>支援相談員の募集及び研修</p>	<p>電話相談等の事業活動を充実させるため、新規の支援相談員を募集し、被害者支援に関する基礎知識及び電話相談対応要領の研修を実施して、支援要員の育成を図る。 また、支援相談員、直接支援員に対して、継続した研修を実施する。 新規支援相談員事前研修会の開催 支援相談員・直接支援員研修会の開催 全国研修会への参加(年2回) 直接支援セミナー研修への参加(年3回) 裁判の傍聴等</p>	<p>新規支援相談員募集及び研修 適宜 その他の研修 適宜</p>
<p>(第7号事業) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業</p>	<p>調査及び研究活動</p>	<p>被害者等が抱えている窮状や要望事項等必要な支援について、大学、警察その他の関係機関・団体と協力し、調査及び研究を行う。</p>	<p>適宜</p>
<p>(第7号事業) 被害者等の実態に関する調査及び研究事業</p>	<p>各種研修会への参加</p>	<p>関係機関・団体等が開催する被害者支援に関する各種研修会等へ参加し、効果的な被害者支援の在り方等について研修する。</p>	<p>適宜</p>
<p>(第8号事業) 関係機関・団体との連携による支援事業</p>	<p>警察等との連携</p>	<p>警察や検察庁、裁判所等に対する連絡や問い合わせを直接行うことをためらう被害者等については、その要望に基づき、警察や検察庁、裁判所等から提供可能な情報について入手し、被害者等へ提供する。</p>	<p>随時</p>
<p>(第8号事業) 関係機関・団体との連携による支援事業</p>	<p>各種会合への参加</p>	<p>沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会、県内各警察署単位で設立されている被害者支援地域ネットワーク会議等各種会合へ参加し、被害者支援に関する情報交換並びに相互協力を行い、加盟機関・団体と連携し、効果的な被害者支援を行う。</p>	<p>随時</p>
<p>(第8号事業) 関係機関・団体との連携による支援事業</p>	<p>全国被害者支援ネットワークへの参加</p>	<p>全国被害者支援ネットワーク会員相互の連携・協力を図るとともに、被害者支援に関するネットワークの事業に参加する。 事務局長会議 支援活動管理委員会 全国被害者支援フォーラム(年2回) その他の事業</p>	<p>随時</p>
<p>(第9号事業) その他の事業</p>	<p>センターの目的達成に必要なその他の事業</p>	<p>上記各事業のほか、センターの目的達成のために必要な事業を行う。</p>	<p>随時</p>